

# 「技術検定不正受検防止対策検討会」について

- 複数の企業において、社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定を受検し施工管理技士の資格を不正に取得。また、これらの社員を監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。
- これらの事態を踏まえ、令和2年8月に「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、技術検定における受検プロセスにおける課題を把握し、講ずべき防止対策の検討を開始。同年10月の第4回検討会にて提言をとりまとめた。

## 委員

伊田 登喜三郎 一般社団法人全国建設業協会 協議員（建設生産システム委員会委員）  
 ◎遠藤 和義 工学院大学副学長・建築学部建築学科教授  
 釜石 英雄※ 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官（第1, 2回）  
 北内 正彦 一般社団法人日本建設業連合会常務執行役  
 木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授  
 楠 茂樹 上智大学大学院法学研究科教授  
 芝 一治 一般社団法人日本空調衛生工事業協会副会長

田中 日出男 一般社団法人日本電設工業協会 技術・安全委員会委員  
 丹羽 秀夫 公認会計士・税理士  
 野下 えみ 弁護士  
 藤原 正秀 京都府建築施工管理技士会会長  
 吉田 哲也 一般社団法人建設電気技術協会理事  
 渡邊 隆 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会理事  
 山地 あつ子※ 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官（第3, 4回）  
 （五十音順、敬称略 ◎座長）

※釜石英雄委員は9月15日に委員を退任し、山地あつ子委員が新たに就任された

## 検討会での検討事項

- ①受験前、②受検申請・審査時、③受検時、④受験後の4つのプロセスにおいて講ずべき防止対策を検討
- ・実務経験の確認方法の改善、認識不足防止等について
  - ・虚偽申請の抑止策、試験内容の見直しについて
  - ・不正受検等に対するペナルティに関する考え方について

## スケジュール

令和2年 8月 4日 第1回検討会  
 令和2年 8月 31日 第2回検討会  
 10月 9日 第3回検討会  
 10月 29日 第4回検討会（提言とりまとめ）  
 （11月10日 提言公表）



（第1回検討会）

## 1. 本検討会の設置目的

- 複数の企業において、職員が技術検定で実務経験に不備のある状況で不正に受検、施工管理技士を取得し、監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。不正受検事案の発生原因等を踏まえ、不正受検の防止対策について検討を行い、提言として公表する

## 2. 不正受検事案の概要と課題

### （課題1）受検者・証明者の理解不足・認識不足等

- 認められない工事の申請、他の技術検定との実務経験の重複（建設機械を除く）等。証明者も内容を確認・理解せずに証明、工事経歴等の記録・管理が不十分

### （課題2）受検者・証明者による虚偽・不正

- 経験しない実務経験による受検申請や経験問題の解答の不正指導、証明印済みの実務経験証明書を受検社に配布。不正受検を行った場合、証明者に対してのペナルティの規定がない

## 3. 技術検定不正防止対策の提言

### （1）理解不足による申請ミスの防止対策

#### ① 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底【◎】

- ・ 実務情報を適切に記録・管理するよう周知する

#### ② 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し【○】

- ・ 信頼性向上のため、実務経験要件を満たすための期間について、所属企業ごとに証明を求める方法に見直す
- ・ 導入に当たっては、周知期間の確保、旧所属企業の役割の明確化など、受検者への負担軽減を検討し、十分な周知を図る

#### ③ 「受験の手引き」の記載内容の改善【◎】

- ・ 理解不足・ミス等の防止のために、受検資格や実務経験の要件、実務経験期間の重複禁止等を分かりやすく記載する

#### ④ チェックリストの活用【◎】

- ・ 確認すべき項目や間違いやすい項目をまとめたチェックリストを活用、このチェックリストを受検者・証明者が確認し提出

【◎】 令和3年度中に導入    【○】 今後検討を踏まえた上で導入

### （2）受検者及び所属企業による不正の抑止

#### ⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携【○】

- ・ 電子申請を促進し、試験機関間で受検者情報を共有することで、実務経験の重複確認、既存DBとの連携による申請手続きの簡素化を図る

#### ⑥ 試験問題の見直し【○】

- ・ 実地試験における経験記述の出題分野や設問内容の多様化を進めることにより、受検者が暗記では解答できない問題に見直す

#### ⑦ 実務経験の証明に関する立入検査の実施【◎】

- ・ 立入検査の結果、適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなど是正させる

#### ⑧ 企業名公表【◎】

- ・ 社会的な影響が大きい案件については、国交省から企業名を公表、企業側にも客観的な原因分析結果や再発防止策の公表を求める。

#### ⑨ 企業へのペナルティの明確化【○】

- ・ 悪質な事案については、監督処分 of 厳格化や罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討する
- ・ 虚偽の証明を行い不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得る旨、実務経験証明書に記載する